

高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた高収益作物（野菜、花き、果樹、茶等）について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。

対象者

下記の1と2の両方を満たしていること

- ①令和2年2月～4月に野菜・花き・果樹・茶の出荷実績（廃棄含む）がある者
②令和2年2月～4月に開園している観光農園
- 収入保険、農業共済等に加入している又は今後加入を検討すること

支援内容

【交付単価】5.5万円/10a

※施設花き（花き全般、大葉、わさび）の場合は、80万円/10a

※施設果樹（マンゴー、おうとう、ぶどう）の場合は、25万円/10a

【対象面積】対象品目（野菜、花き、果樹、茶）の次期作を作付けする面積

※肥培管理を行っている場合は花木・山菜類も対象となります。

※交付要件を満たす面積のみ交付対象となります。

※土地登記簿面積等から平均畦畔率（田辺市8.268%）を差し引きます。

※2月～4月に出荷実績がある品目（野菜・花き・果樹・茶）であれば、2月～4月に出荷実績がない品種であっても取組項目を実施する面積の全てが交付対象となります。

具体例

令和2年2月にポンカン、6月に梅、7月にナスを出荷した場合

⇒2月～4月に出荷したポンカンと同じ品目（果樹）である梅は交付対象

⇒別品目（野菜）であるナスは交付対象外

【交付要件】事業実施期間内（令和2年4月30日～令和3年1月31日まで）に次期作に向けた取組を2つ以上実施すること

施設花き・施設果樹の場合

ア 産地で推奨する品目の栽培

＜確認書類＞ 写真、種子購入伝票等

イ かん水装置の利用

＜確認書類＞ 写真、資材購入伝票等

その他の品目の場合

ア 労働安全講習の受講

＜確認書類＞ 労働安全チェックシート

イ 産地で推奨する肥料・農薬等の利用

＜確認書類＞ 生産履歴、作業日誌等

※次期作とは、令和2年5月から次の収穫までの間をいいます。

※上記の取組項目の実施が困難な場合はその他の対象取組もあります。詳細は下記までお問合せください。

※輸出やGAP認証取得等に新たに取組む場合は2.2万円/10aの上乗せがあります。

申込先・問合せ先

田辺市地域農業再生協議会（事務局：田辺市農業振興課）

田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-26-9930

申請手続きについて

申請期間

令和2年9月23日（水）～令和2年10月30日（金）

上記の期間は、田辺市農業振興課、各行政局産業建設課で随時受付をしています。
また、下記の日程により個別相談会を開催いたします。

日時	場所
令和2年9月25日（金） 【午前9時～正午】	J A紀南三栖支所 2階 会議室
令和2年9月25日（金） 【午後1時～午後5時】	上秋津農村環境改善センター 1階 会議室 (上秋津公民館)
令和2年10月1日（木） 【午前9時～正午】	J A紀南芳養谷支所 2階 大会議室
令和2年10月1日（木） 【午後1時～午後5時】	J A紀南中央購買センター 2階 大会議室

必要書類

- ① 交付申請書
- ② 取組計画書
- ③ 令和2年2月～4月に対象品目の出荷実績が確認できる書類（出荷伝票等）

※廃棄等により出荷できなかった場合は、前年度の出荷実績が確認できる書類及び今年産の廃棄の理由書

- ④ 作付面積が確認できる書類（課税明細書等）

※農地を借りている場合は、それを証明する書類を添付（農用地利用集積計画書、農用地利用配分計画等）

- ⑤ 口座振替払依頼申出書

※振込口座の確認作業が必要となりますので、申請時に通帳をご持参ください。

留意事項

- ・ 取組完了後、実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、現地写真や各取組の証拠書類を添付する必要があります。
- ・ 交付金の振込は市内の全申請者が取組を終了した後になります。
- ・ 証拠書類は事業完了後、5年間保管してください。また、立入調査等を実施する場合があります。
- ・ 今後、国の動向により、制度内容が変更される可能性があります。